大網白里市男女共同参画計画策定について

1 策定の趣旨

平成28年3月に大網白里市男女共同参画計画を策定し、各施策を実施してきたが、この計画の計画期間が5年間であり、令和2年度において終了することから、これまでの成果と課題を踏まえつつ、なお一層の男女共同参画を推進するため、第2次大網白里市男女共同参画計画を策定する。

2 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村計画で、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法)第2条の3第3項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法第6条第2項に基づく、女性の職業生活における活躍に関する施策についての市町村推進計画でもある。

3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間。

4 策定方法

(1) 大網白里市男女共同参画計画検討委員会の開催 庁内の検討組織である検討委員会で、計画策定に係る検討等を行う。

(2) 大網白里市男女共同参画審議会の開催

学識経験者、関係団体等の代表者、公募委員等による審議会を開催し、計画策定に関し市民の意見を聴取、反映する。

※計画策定後も計画の進捗管理、評価等を実施

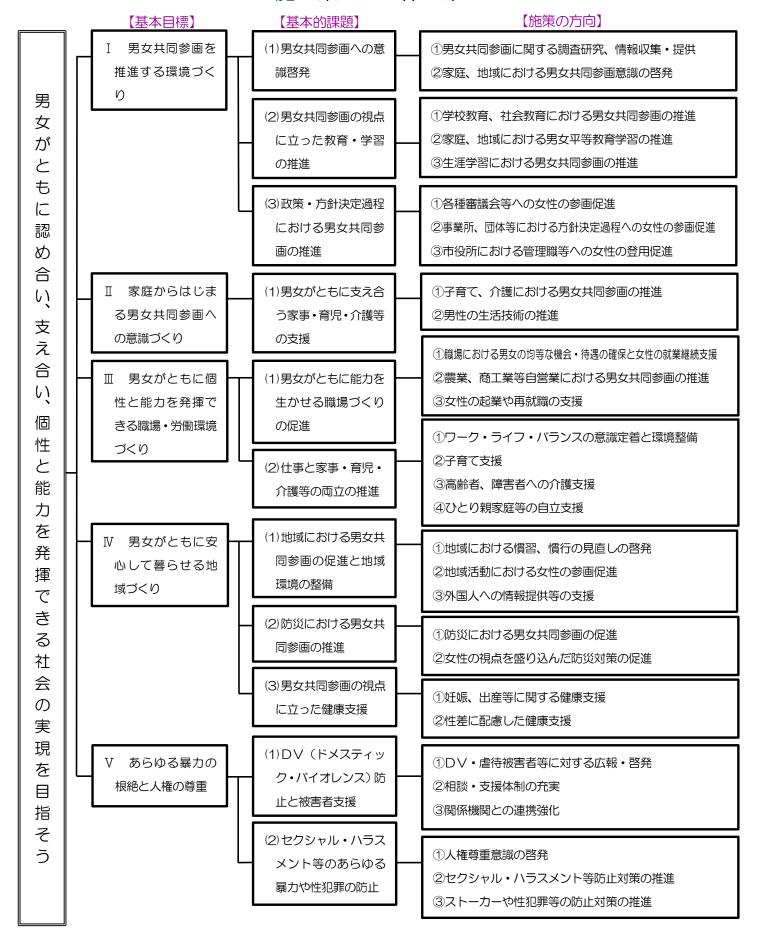
(3) 市民意識調査・事業所意識調査の実施

市民の男女共同参画に関する意識や、生活実態、事業所の男女共同参画に関する意識や現状などを総合的に把握し、計画策定に反映させるための基礎的 資料を得ることを目的に市民意識調査を実施する。

(4) パブリック・コメントの実施

計画素案について、市ホームページ等によりパブリック・コメントを実施し、 市民からの意見を聴取する。

施策の体系



指標 一覧

指標名	目標	H30年度実績	担当課
広報紙、ホームページ等を利用した男女共同参画についての啓発	年1回以上	80	地域づくり課
市民意識調査(男女平等に関する意識)において「平等になって	124.1-	4-0-1-	111.1-2 - 10 - EB
いる」と答える割合	増加	未実施	地域づくり課
教職員研修(希望研修)への参加	年1回以上	年2回	管理課
職場体験学習の実施	年1回以上	年1回	管理課
各幼稚園と小・中学校での家庭教育学級の開催	年4回以上	年2回	生涯学習課
市民を対象にした男女共同参画に関する講座・講演会の実施	2年に1回以上	1 🗆	地域づくり課 生涯学習課
審議会等における女性委員の割合	30%	<mark>18%</mark>	関係各課
課長相当職に占める女性の割合(市職員) 副課長相当職に占める女性の割合(市職員)	10% 30%	<mark>9%</mark> 26%	総務課
班長相当職に占める女性の割合(市職員)	40%	42%	本のなどの小
女性職員の能力開発のための研修への参加人数	述べ年間5人以上	19人	総務課
マタニティ教室に男女で参加する割合	80%以上	<mark>72%</mark>	健康増進課
	5件以上	3件	産業振興課
家族経営協定の新規締結数			
女性の新規認定農業者 男性の育児休業等取得率(市職員)	5人以上	6人 <mark>0%</mark>	性未振興味 総務課
	10%		机场流
時間外保育の実施 一時保育の実施	全施設 3カ所	全施設 3カ所	子育て支援課
病後児保育の実施	1 力所	1 力所	管理課
学童保育の開設場所	9力所	9力所	 子育て支援課
新規女性消防団員	10人以上	O人	安全対策課
大網白里市防災会議における女性委員の数	3人	1人	安全対策課
広報紙、ホームページ等を利用した健診や相談の周知	年12回以上	120	健康増進課
新生児または乳児家庭訪問の実施	90%以上	94.8%	健康増進課
乳がん検診の受診率	30%	21.76%	医尿道医尿
子宮がん検診の受診率	25%	10.80%	健康増進課
DVに関するチラシ等の配布による情報提供		10	地域づくり課
広報紙、ホームページ等を利用したDV防止に関する周知	年1回以上	10	子育て支援課
広報紙、ホームページ等を利用した児童虐待防止に関する周知	年1回以上	10	子育て支援課
広報紙、ホームページ等を利用した高齢者・障害者への虐待防止 に関する周知	年 1 回以上	10	高齢者支援課 社会福祉課
乳幼児健診未受診者の状況把握	100%	1.6歳 91.5% 3歳 91.9%	健康増進課
児童虐待防止に関する研修への参加 要保護児童対策地域協議会	年 1 回以上 開催	15 _□	子育て支援課
DVに関する研修への参加	年1回以上	60	子育て支援課
高齢者・障害者に対する虐待についての研修への参加	年1回以上	高支 2回 社福 3回	高齢者支援課 社会福祉課
広報紙、ホームページ等を利用した人権相談に関する周知 人権擁護委員の研修への参加	年 12 回以上 年 1 回以上	120 20	地域づくり課
街頭人権啓発活動の実施	年2回以上	20	地域づくり課
セクシャル・ハラスメント等は人権侵害であるという認識を促す 情報提供	年1回以上	10	地域づくり課
インターネットを通じた犯罪に関する児童・生徒への啓発	年2回以上	20	管理課

※着色部分は、指標未達成項目(39項目中13項目未達成)